

## 瑞宝双光章受章

おめでとうございます

1月に発表された叙勲で、故河野照義さん（東八田）が、瑞宝双光章を受章しました。この瑞宝双光章は、国家または公共に対し功労があり、公務等に長年従事し、功績を挙げた方に対し、贈られるものです。河野さんは、昭和30年航空自衛隊1期生として入隊。業務群会計隊に所属し、以来35年という長きにわたり自衛隊の任務に貢献してきました。また、沖繩の本土返還時には現地での任務に携わるなど、活躍しました。残念ながら河野さんは、今年1月に亡くなられましたが、今回の受章に妻の五子さんは、「このような章をいただき、本当に光栄です。本人もとても喜んでいと思います。本人事務に務め、友人も多く良い人生だったと思います」と喜びを話されました。



## 町長室だより

築上町長 新川 久三

若葉薫る初夏の気配を一段と感じる季節となり、活動しやすい時節となりました。

町民の皆様にもまずお詫びをしなければなりません。当町職員の丸山一郎が3月末に生涯学習センター（旧岩丸小学校）の管理業務委託契約において、昨年の契約と同じ内容とすべきところ契約内容を改ざんした上、契約者を伝法寺の自分の知人にし、さらに課長の印鑑を無断で決裁欄に押印するなどし、公文書偽造を行いました。彼は、前回公用の給油カードを使い自分の車のガソリン給油したことで給料の10%6ヶ月の減給処分中であり、追加処分6ヶ月の停職処分の答申が職員懲戒処分委員会からあり、4月13日付で答申どおり停職6ヶ月の処分を行いました。

再発防止については、職員に個人の印鑑の徹底した自己管理を行うよう、通達・訓辞を行いました。町民の皆様には非常に不快な思いをさせたことをお詫び申し上げます。さて4月19日に町が訴訟を受けている部落解放同盟への解放会館移転補償金支出に対し、「町は新川久三に3,200万円を請求せよ」との原告の訴えに対して、請求の1部の移転補償費の「900万円を被告（築上町長新川久三）は新川久三に請求せよ」との第1審の判決がありました。この結果、第2審に控訴するかどうかは町の機関会議、顧問弁護士の見解、議会の意向を斟酌して決定すべきものと考え、4月20日に弁護士協議を踏まえ、21日に町の機関会議で町の控訴方針を決定、

町の意思決定を町議会全員協議会で議員に説明し、27日の臨時議会で賛成多数で控訴することが決定しました。

事の始まりは、豊前土木事務所（現県土整備事務所）が県道椎田・豊津線の椎田中学校通学路の歩道設置を行う計画の実現のため、当解放会館の用地・建物が移転対象となり、用地買収交渉は町と土木事務所で行い、建物の補償は土木事務所と部落解放同盟との間で交渉がされていきました。しかし、土木事務所から「法人格を持たない部落解放同盟より町へ交渉相手を変えれば建物補償費を出しやすくなるので、そうして欲しい」との依頼があり変更をしたものです。そこで急ぎよ町は財産台帳に当該建物を登録し、すぐに財産処分を議会に提案し承認されました。そして土木事務所からの移転補償費予算を議会決議後に解放同盟へ支払ったこの行為が違法との判断が福岡地方裁判所から出された

ところですが、この判決に対して次の理由で不服があり、控訴するものです。

解放会館の事実上の所有者は解放同盟と町は位置づけ物事を対処してきましたが、残念ながら第1審では、「解放会館は便宜的所有権の町所有財産で移転補償は認めがたい」との判断になっています。町は所有権と移転補償費を争点に控訴を進めます。

次に地方自治法第2条14項及び財政法第4条第1項に違反しているとの見解が出されていますが町は違反をしていないことを争点にします。

地裁判決では部落問題は終結したとの判断がありますが、経済支援、環境改善をする地財特別法は時限立法で終わりましたが、心理的部落差別終焉をしていないことについても争点と考えています。また詳しく町民の皆様にお知らせいたします。